

eMLIT（国土交通省手続業務一貫処理システム）利用による
宅建士証書換え交付のオンライン申請に関する留意事項

鹿児島県土木部建築課

1 オンライン申請のご利用に当たって

- オンライン申請のご利用に当たっては、「操作マニュアル（申請者編）」及び「操作マニュアル（申請者編）別紙 宅地建物取引業法に関する申請」をご参照ください。
[不動産業：宅地建物取引業の免許申請等のオンライン化について - 国土交通省 \(mlit.go.jp\) \(外部サイトへリンク\)](#)

2 申請画面の入力等について

- 「基本情報」の「提出先（組織区分）」は「都道府県庁（共通）」を選択してください。
- 「基本情報」の「提出先（組織）」は「鹿児島県庁」を選択してください。
- 「申請情報」の「申請先（都道府県）」は「鹿児島県」を選択してください。
- 「申請情報」の「申請先」は「(公社) 鹿児島県宅地建物取引業協会」を選択してください。
- その他の入力については、画面の案内に従って入力してください。
- 書換え交付申請の理由となる「氏名」又は「住所」の変更については、書換え交付申請に併せて「宅地建物取引士資格登録簿の変更登録申請」が必要となりますので、別途手続きしてください。
- 「添付ファイル」とされている「顔写真」については、「変更に係る事項」が「氏名」の場合のみ、申請前6か月以内に撮影した「肩から上、無帽、正面、上三分身、無背景のカラー写真（縦横比1.25:1）」をファイル（jpeg形式）化したものを「添付ファイル」の「顔写真」の箇所にアップロードしてください。
（「変更に係る事項」が「住所」の場合は、顔写真の添付は不要です。）
- 「添付ファイル」にアップロードできるファイル形式は、「.jpg, .jpeg, .pdf, .xlxs, xls, .docx 又は.doc」に限られますのでご注意ください。

3 宅地建物取引士証の提出又は返納について

- 「変更に係る事項」が「氏名」の場合
 - ・ 現に所持している宅地建物取引士証（原本）を返納していただく必要がありますので、新たな宅地建物取引士証の受領後に、現に所持している宅地建物取引士証を（公社）鹿児島県宅地建物取引業協会へ郵送（簡易書留を推奨）又は持参してください。
- 「変更に係る事項」が「住所」の場合
 - ・ 現に所持している宅地建物取引士証（原本）の裏面に新住所を記載して交付することになることから、オンライン申請にあわせて、現に所持している宅地建物取引士証とオンライン申請画面最下部の「印刷」ボタンから申請画面を印刷したものを同封の上、（公社）鹿児島県宅地建物取引業協会へ郵送（簡易書留を推奨）又は持参してください。

【提出・返納先】

〒890-0052 鹿児島市上之園町24番地4

（公社）鹿児島県宅地建物取引業協会研修部 ・ 電話番号：099-252-7111

4 宅建士証の交付を郵送で希望される場合の取扱いについて

- 書換え後の宅建士証の交付を郵送で希望される方は、申請画面の「備考欄（申請者・審査者が閲覧可能）」に『書換え後の宅建士証については郵送を希望します。』と入力の上、460円分の切手（簡易書留料金）とオンライン申請画面最下部の「印刷」ボタンから申請画面を印刷したものを同封の上、（公社）鹿児島県宅地建物取引業協会（住所・連絡先は上記3に同じ。）へ郵送（簡易書留を推奨）してください。

5 システムに関する問合せ先について

オンライン申請の操作に関してお困りの場合は、上記1の「操作マニュアル」等をご参照ください。上記で解決できなかった方は、国土交通省が設置しているヘルプデスクへお問い合わせください。
☆オンライン申請ヘルプデスクの連絡先

- ・受付時間

平日8：30～18：15（12：00～13：00、土日祝日、年末年始を除く）

※メールは24時間受付可能ですが、受付時間外は翌開庁日に対応します。

- ・電話番号

03-4577-9227（※通話料は申請者様負担になります。）

※繋がりづらい場合がありますので、システムから、もしくは次のメールアドレスへのご連絡をおすすめします。

メールアドレス helpdesk@e-mlit.mlit.go.jp